

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 573-1111

(ふりがな) おおさかふ ひらかたし くずはあさひ 2ちようめ 3ばん 10ごう

住 所 大阪府枚方市楠葉朝日2丁目3番10号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・きゃっと

氏 名 株式会社 ケイ・キャット

だいひようとりしまりやくしゃちよう つじむら じゆんいち

代表取締役社長 辻村 順一

連絡先

TEL :

FAX :

担当者 :

e-mail :

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号16） ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>【別紙2頁11行目】 弊社共では、申請概要にある「サービスの多様化」という観点で分岐端末回線単位での接続が必要と考えますが、この分岐端末回線単位の接続はNTT東西殿のOSUを用いて共用しても問題ないことを、イー・アクセス株式会社殿、KDDI株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ビック東海殿の5社（以下、「接続事業者5社」という。）による実証実験を通じて確認しています（平成22年3月10日公表）。</p> <p>【別紙3頁1行目】 また、NGN接続ルール答申ではOSU共用のメリットが認められており、『「光の道」構想実現に向けて とりまとめ』（平成22年12月14日総務省殿公表）においても、分岐端末回線単位での接続料設定を含め検討するように記されています。</p> <p>【別紙3頁24行目】 ①技術面 総論でも述べたとおり、接続事業者5社にて、NTT東日本殿のOSUを用いて、様々なケースを想定したOSU共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。</p>	<p>弊社は、京阪神地域においてCATV事業、ならびにHFCによるインターネット事業を営んでおります。弊社は、自ら投資した設備を使い、お客様にサービスを提供している立場から、意見提出者の「分岐端末回線単位の接続料設定を認めるべき」という意見に反対いたします。</p> <p>全国のCATV事業者には、経営規模が決して大きくない事業者も含まれていますが、CATVサービスやインターネットサービスの高度化に向けて、皆が日々経営努力しています。</p> <p>分岐端末回線単位での接続料設定が一旦認められると、NTT殿の局舎に既に設備を持っている一部の接続事業者や、NTT殿の回線を利用して新規にサービスを提供開始する事業者のみが恩恵を受け、弊社共のように自社設備を構築してきた事業者にとっては公正で公平な競争ができなくなり、ICTタスクフォースによる『「光の道」構想に関するとりまとめ』で謳われている「設備競争への影響等に十分に留意」に反すると言えます。</p> <p>これまで、地域のCATV事業やインターネット事業を下支えしてきた事業者が不利益を被るような、また設備競争を否定するような分岐端末回線単位の接続料設定は、国民の利益にも繋がらないことから、絶対に認めるべきではありません。</p>